

社会福祉法人いずみ会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人いずみ会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。ただし、当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者には支給しない。

2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(1) 理事、評議員が評議員会及び理事会等に出席した場合の費用弁償

旧田辺市、みなべ町、上富田町、白浜町	3,000円
その他の地域	5,000円

(2) 監事が、評議員会、理事会及び監査を実施した場合及び監査の立会をした場合の費用弁償

旧田辺市、みなべ町、上富田町、白浜町	3,000円
その他の地域	5,000円

(改廃)

第4条 本規程は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規則は、平成29年7月1日から施行する。